

地域包括支援センターだより



いよいよ本格的に寒くなってきました。
手洗い、うがいをして風邪などをひかないよう気をつけていきたいですね。

今月のテーマは『消費者被害・電話でお金詐欺』です。
年末にかけて被害が増える傾向にあるので気をつけましょう！

消費者被害とは？

- * 「必ず儲かる」と触れ込み副業や投資の勧誘
- * 「1回だけお試しのつもり」健康食品等の定期購入トラブル
- * 百貨店の閉店セールと偽った通販詐欺「商品が届かない」
- * 高額な海産物を買わせる電話勧誘 …等

電話でお金詐欺とは？

- * 公的機関の職員等を名乗り、「還付金が戻ってくる」等
- * 家族になりすまし「鞆・財布をなくした」、「会社の事業で失敗した」、「急に手術が必要になった」等

《詐欺にあわないために》

- ① おかしいと感じたらきっぱりと断りましょう
- ② 常に留守番電話に設定しておきましょう
- ③ 迷惑電話防止機器を取り付けましょう
- ④ 電話でお金のお話が出たら詐欺を疑いましょう
- ⑤ キャッシュカードや通帳を見せない、渡さない



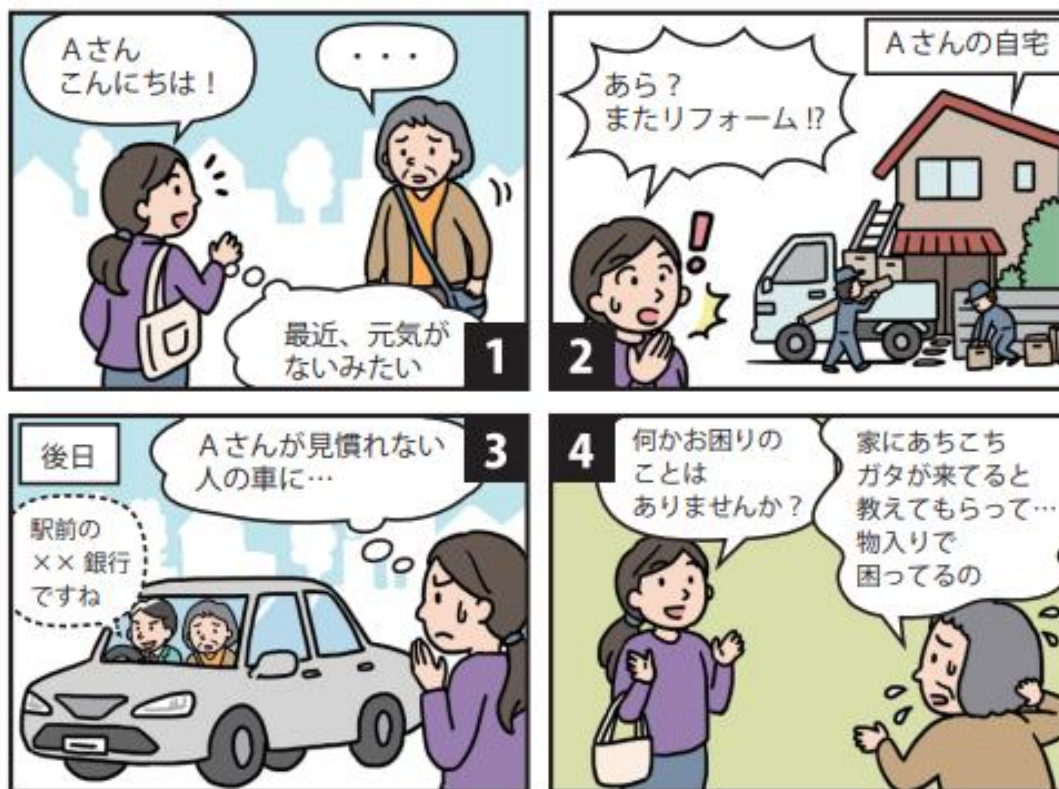
【相談先】

松本警察署 ☎ 25-0110
松本市消費生活センター ☎ 36-8832
中信消費生活センター ☎ 40-3660
土日祝日に相談 国民生活センター ☎ 188



地域での見守りの一例

近所のAさんは一人暮らしです。気さくで楽しい方でしたが、今は物忘れがあるようです。最近では道で会うと、ぼんやりした様子で元気がありません。



日頃の地域での見守りも大切です！いつもと様子が違うな、おかしいなと思ったら声をかけてください。
本人から相談されたときは、問い詰めたり頭から否定せず、ゆっくりと状況を聞き、信頼できる方に相談しましょう。



出典：消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」

認知症思いやり相談会のお知らせ

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までにお願いします。(先着順)

日時：令和6年1月18日(木) 午後1時30分～4時30分

会場：松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当(電話 34-3237)

または、お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課 福祉担当(34-3237)

またはお近くの地域包括支援センターまで